

奈良工業高等専門学校認証評価対応委員会規程

平成17年 9月15日制定

平成20年 4月 1日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校運営会議規程第7条の規定に基づき、運営会議の専門委員会として認証評価対応委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学校教育法に定める認証評価機関の実施する評価を受けるために必要な具体的事項の実施及び実施に向けた対策を講じることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 副専攻科長
- 三 各主事から推薦された主事補 各1名
- 四 情報メディア教育センター長から推薦された副センター長 1名
- 五 各科主任又は所属科の主任から推薦された専任教員 各1名
- 六 総務課長及び学生課長

2 第1項第五号に掲げる委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項にかかわらず、第1項第五号の委員は、認証評価受審の年度及びその前年度にのみ任命するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き教務主事をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(決議事項等の報告)

第5条 委員長は、委員会で決議された事項及び対応状況について、運営会議に報告するものとする。

(委員以外の出席等)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に目的達成のために必要な業務を処理させることができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課及び学生課で分担して行う。

附 則

- 1 この規程は、平成17年9月15日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、この規程施行時の委員の任期は翌年の3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年2月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、同条第1項第五号の委員の任期は、本校が評価を受けた結果が出されるまでの期間とする。
- 3 第3条第1項第五号中の各科主任及び所属主任は、本規程施行日における各科主任及び所属主任を指すものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年2月1日附則第2項は削除する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。